

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

令和8年9月18日
社会福祉法人 松江福祉会

松江福祉会では、公正で信頼される採用活動を行うため、採用試験、採用説明会、インターンシップ・職場見学会、施設訪問、各種実習その他の採用活動等において、求職者や受験者・実習生等(以下「求職者等」といいます。)に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいます。

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントは、求職活動や進路選択を阻害し、人格と尊厳を傷つける行為であり、決して許されるものではありません。

松江福祉会では、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止を徹底するとともに、相談があった場合には適切かつ迅速に対応します。

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントとは

採用試験、採用説明会、インターンシップ・職場見学会、施設訪問、各種実習その他の採用活動等において、職員による性的な言動によって、求職者等が不快に感じたり、求職活動等に支障が生じたりすることをいいます。

例えば、次のような行為が該当します。

- 性的な内容の質問を行うこと
- 容姿や身体に関する不必要な発言を行うこと
- 性的な内容を含むメッセージや電子メール等を送信すること
- 食事や交際をしつこく求めること
- 相手の意に反する身体接触を行うこと
- その他、相手が不快に感じる性的な言動を行うこと

松江福祉会の基本方針

松江福祉会は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを許しません。

採用活動等に関わる全ての職員に対し、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について周知・啓発を行うとともに、当該行為が確認された場合には、関係法令や松江福祉会の規程、ハラスメント防止に関するルール等に基づき厳正に対応します。

相談について

松江福祉会職員による採用活動等において、セクシュアル・ハラスメントと思われる行為を受けた場合は、下記の窓口へご相談ください。

相談者のプライバシーは保護されます。

また、相談したことや、相談に係る調査等へ協力したことを理由として、受験・選考その他の採用活動において不利益な取扱いを受けることはありません。

採用活動等に関する相談窓口

（内部相談先） 松江福祉会 事務局

電話：0852-21-5776（平日 9時～17時）

メール：fukushikai@shakyou-matsue.jp

（外部相談先） 社会保険労務士法人 村松事務所

（相談の受付は 365 日、24 時間メールによります）

メール：sr-muramatsu@murama2-office.jp